

藤枝市都市公園条例の一部を改正する条例

藤枝市都市公園条例（昭和 40 年藤枝市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (7) の部中

「

(2) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	面積によるもの	1 平方メートル 1 日	20
	面積によりがたいもの	1 回 1 日以内	1,000
(3) 業としての写真又は映画等の撮影		1 台 1 日	2,350
(4) 有料公園施設内における広告物の掲出又は表示		1 平方メートル 1 日	1,500

」

を

「

(2) 総合運動公園多目的広場以外の場所で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	面積によるもの	1 平方メートル 1 日	20
	面積によりがたいもの	1 回 1 日以内	1,000
(3) 総合運動公園多目的広場で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	人工芝広場	1 日全面	7,600
	クレー広場	1 日全面	2,160
(4) 業としての写真又は映画等の撮影		1 台 1 日	2,350
(5) 有料公園施設内における広告物の掲出又は表示		1 平方メートル 1 日	1,500

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 総合運動公園多目的広場を半日間使用し、又はその半面を使用するときは、

それぞれ当該使用料の 2 分の 1 の額とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。